

情報記憶媒体を有するリース終了物件の処理等について 〈報告書〉

2020年2月13日
公益社団法人リース事業協会
環境委員会

はじめに

本報告書は、情報記憶媒体¹を有するリース終了物件²をリース会社から有償で買い取る業者の不十分な物件管理体制等に起因する問題が発生したことを受けて、弁護士等の第三者の意見を確認し、当協会の環境委員会において取りまとめたものです。

〈本報告書の構成〉

1. リース取引及びリース終了物件の処理
2. リース契約と情報記憶媒体に記録されたデータの取り扱い
3. リース終了物件の適正処理の更なる推進等
4. 官公庁リース³に関する提言

1. リース取引及びリース終了物件の処理

(1) リース取引

リース取引は、企業・官公庁（以下「ユーザー」といいます。）が選択・決定した物件をリース会社がユーザー指定のメーカー・販売店（以下「サプライヤー」といいます。）から取得し、そのユーザーに対して長期間にわたりリースする取引です（図表1参照）。

リース物件の所有権はリース会社にありますが、リース期間中のリース物件はユーザーが占有して使用します。リース期間が終了した場合は、リース契約の定めに従い、ユーザーはリース会社にリース物件を返還します。

企業のリース利用率は90.5%⁴、官公庁のリース利用率は97.6%⁵となっており、「設備導入時に多額の資金（予算）が不要」、「事務管理の省力化が図れる」、「コストを容易に把握できる」等の理由により、リースは企業・官公庁の設備投資手法の一つとして定着しています。

2018年度のリース取扱高⁶は約5兆円（当協会調査）となりますが、そのうち情報記憶媒体を使用している「電子計算機及び関連装置」⁷のリース取扱高は約1兆円となっています。

¹ HDD（Hard Disk Drive ハードディスクドライブ）、SSD（Solid State Drive ソリッドステートドライブ）等の情報を記憶する媒体をいいます。電子計算機等に内蔵されているものもあれば、電子計算機等に接続して用いられるものもあります。

² リース期間（再リース期間を含みます。以下同じ。）が終了した物件を意味します。

³ 国・地方公共団体を取引相手方とするリース取引を意味し、独立行政法人等、地方独立行政法人等を取引相手方とする場合も、これに準じます。

⁴ リース事業協会「リース需要動向調査」（2015年10月）

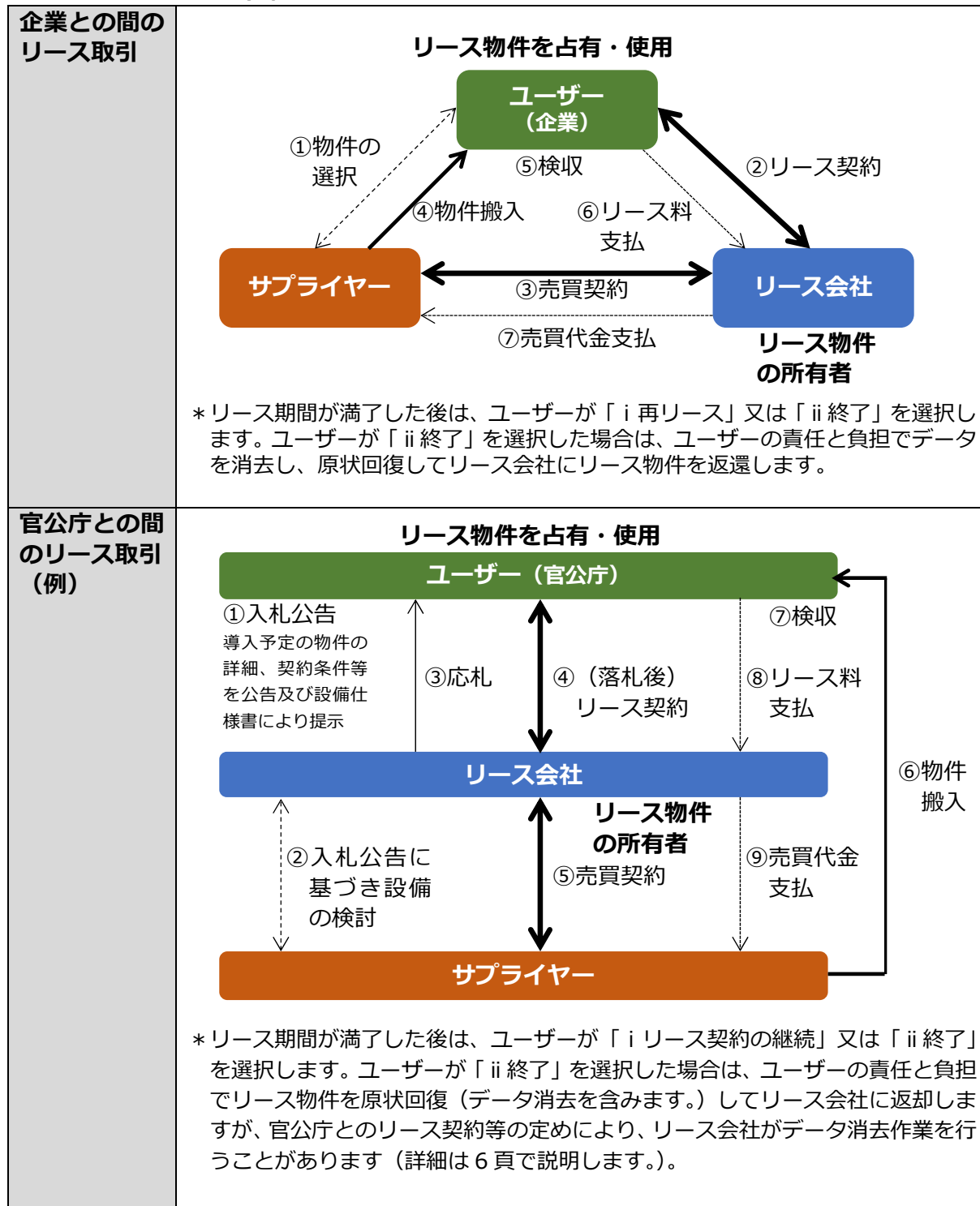
⁵ リース事業協会「官公庁におけるリース利用等に関する実態調査結果」（2019年9月）

⁶ 2018年度に新たに締結したリース契約のリース料総額を表します。

⁷ 電子計算機本体（メインフレーム、ミッドレンジコンピュータ、パーソナルコンピュータな

企業とリース会社とのリース契約は、リース会社が作成する契約書によって締結されていますが、官公庁とリース会社とのリース契約⁸は官公庁が作成する契約書によって締結されることが多くなっています（図表 2 参照）。

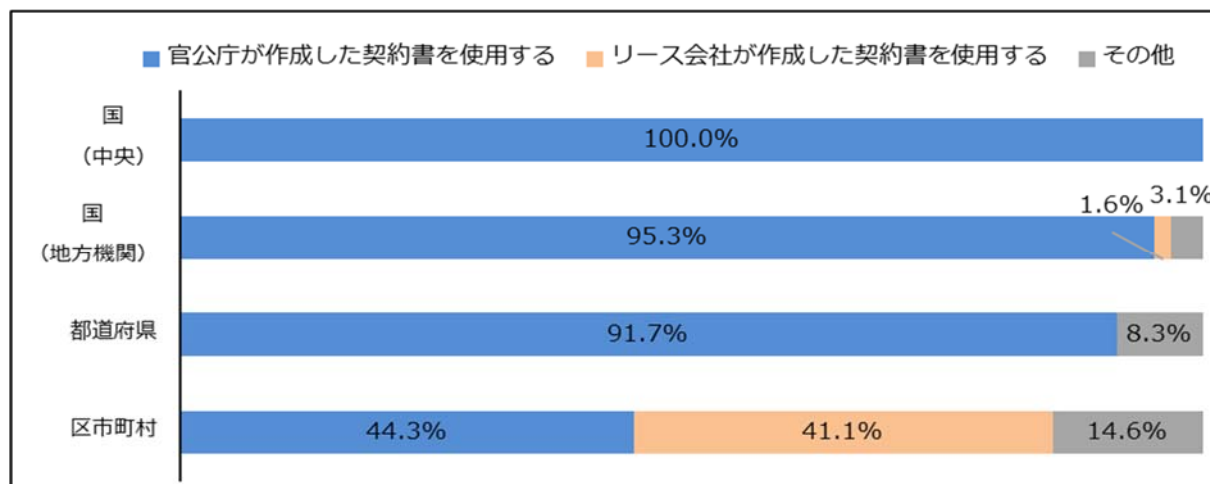
図表 1：リース取引の仕組図



ど)、周辺装置（外部記憶装置、入出力装置など）、端末装置が含まれます。

⁸ 官公庁において「賃貸借契約」という名称によってリース契約が締結される場合もあります。

図表 2 : 官公庁において用いられるリース契約書



出所：リース事業協会「官公庁におけるリース利用等に関する実態調査結果」（2019年9月）

(2) リース終了物件の処理

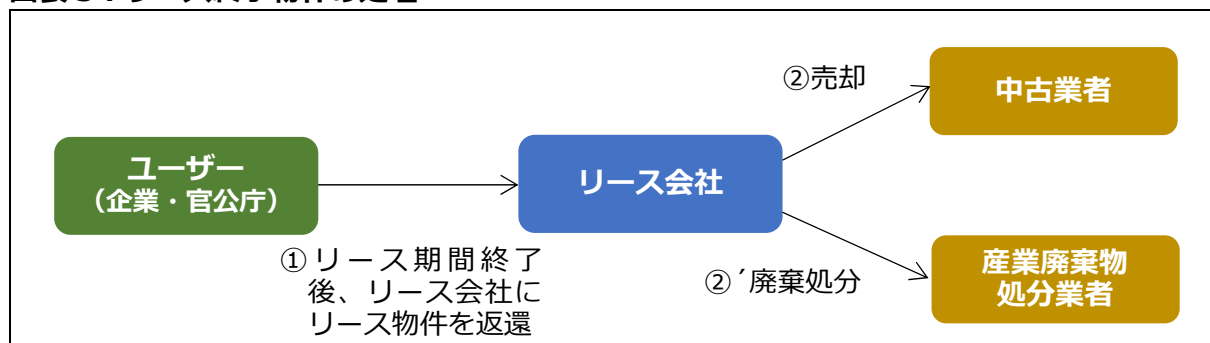
前述のとおり、リース期間が終了した場合は、リース契約の定めに従い、ユーザーはリース会社にリース物件を返還します。

ユーザーから返還されたリース終了物件は、リース会社が中古業者⁹に売却するか、又は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）等の法令に従い廃棄処分をします（図表 3 参照）。

環境委員会の委員会（複数）にヒアリング調査をしたところ、「電子計算機及び関連装置」は、リース期間終了後に使用価値があることから中古業者に売却することがほとんどであり、産業廃棄物処分業者¹⁰に廃棄処分を委託することは極めて少ない結果となっています。

リース終了物件の使用価値はリース会社に帰属しており、この価値を反映したリース料を設定することもあり、リース取引においてリース終了物件の使用価値は有効に活用されています。また、リース取引は、リース終了物件の処理を通じて、リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の促進に貢献しています。

図表 3 : リース終了物件の処理



⁹ リース終了物件を有償で買い取る業者を意味します。古物営業法に基づく古物商の許可を受けています。

¹⁰ 廃棄物処理法に基づく許可（中間処理又は最終処分）を所管自治体から受けています。

2. リース契約と情報記憶媒体に記録されたデータの取り扱い

(1) 企業のリース契約

①データの管理

リース契約において、リース開始日から満了日までの間は、ユーザーがリース物件を占有して使用します。リース物件がパソコンやサーバー等の場合は、ユーザーが使用をする中で、リース物件にデータが記録されていきます。

当該データの管理責任は、当該データの取り扱いをしているリース物件の使用者であるユーザー（企業）にあり、リース期間中だけではなく、当該リース物件をリース会社に返還する場合においても、当該データを廃棄する責任は当該ユーザーにあります¹¹。

リース会社において、リース終了物件にデータが記録されているか否か、そのデータの内容を確認することはありません。

個人情報保護法においても、個人情報取扱事業者¹²は、「その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」（個人情報保護法第 20 条）と規定されています。「安全管理措置」の具体的な内容は、個人情報保護委員会が公表している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（2016 年 11 月、2019 年 1 月一部改正）に例示が示されています。

8-5 物理的安全管理措置

個人情報取扱事業者は、物理的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) ～ (3) 略

(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元不可能な手段で行わなければならない。

また、個人データを削除した場合、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することや、それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認することも重要である。

(講じなければならない措置：個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する方法の例)

- ・ 情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
- ・ 個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。

¹¹ リース事業協会「情報消去等に関するリース期間満了通知書等の記載事項について」（2001 年 3 月 13 日、月刊リース 2001 年 5 月号掲載。本報告書の参考資料 1 に掲載しています。）。一般社団法人 電子情報技術産業協会情報・産業システム部会 PC・タブレットユーザサポート専門委員会「パソコンの廃棄・譲渡時における ハードディスク上のデータ消去に関する留意事項」（2018 年 10 月改訂）においても、「ユーザーの責任で管理されるべきものである。」との考え方が示されています。

¹² 個人情報データベース等を事業の用に供している者を意味します（個人情報保護法第 2 条第 5 項）。

②リース契約の規定

リース契約において、ユーザーは、ユーザーの責任と負担で、リース物件を原状回復してリース会社の指定する場所に返還することが規定されています。リース物件にデータが記録されているときは、ユーザーの責任と負担で当該データを消去して当該物件をリース会社に返還する旨を示しています。

ユーザーがリース物件の返還時に情報記憶媒体をリース会社の承諾を得ないで物理的又は磁氣的に破壊¹³することは、リース会社の所有権を侵害する行為となり、リース契約に違反することになります。

なお、リース会社の実務において、リース終了物件のデータ消去をリース会社の子会社に委託又は中古業者に依頼¹⁴することがあります。これらは、リース会社がリース終了物件のデータ消去義務を負うものではなく、また、ユーザーからデータ消去の委託を受けているものではありません。前述のとおり、ユーザーにデータ消去の責任があるものの、仮にデータ漏洩により損害を受けた第三者からの不法行為責任¹⁵追及のリスクを低減等するためにリース会社が自主的に行っています¹⁶。

リース契約書（参考）¹⁷

（物件の所有権侵害の禁止等）

第 9 条① 甲（ユーザー）は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなど乙（リース会社）の所有権を侵害する行為をしません。

（物件の返還・清算）

第 23 条① 甲（ユーザー）は、直ちに甲（ユーザー）の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。）を原状に回復したうえで、乙（リース会社）の請求に従い乙（リース会社）の指定する場所に返還します。なお、第 9 条第 4 項により甲（ユーザー）の所有権が認められた動産が物件に付着しているときは、甲（ユーザー）は、甲（ユーザー）の責任と負担で当該動産をすべて分離除去しなければならないものとします。また、物件にデータ（電磁的記録）が記録されているときは、甲（ユーザー）は、甲（ユーザー）の責任と負担で当該データを消去して物件を乙（リース会社）に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙（リース会社）は、一切の責任を負いません。

¹³ 物理的破壊とは情報記憶媒体を専用の機材等で破壊することをいい、磁氣的破壊とは情報記憶媒体に専用の機材で強力な磁気を照射することをいいます。いずれも一般に情報記憶媒体が再フォーマットも不能な使用不能となり、パソコンやサーバーの中古品としての価値が著しく下がります。

¹⁴ この場合は、中古業者がリース会社から買い取ったリース終了物件のデータ消去等を行います。

¹⁵ 他人から損害を加えられた場合に、契約関係がない場合であっても加害者に対する損害賠償を認める制度です（民法第 709 条ほか）。不法行為の成立要件は、①故意・過失、②責任能力、③権利・利益侵害、④損害の発生、⑤因果関係、⑥違法性阻却事由のないこととされ、その立証責任は被害者にあります。（内田貴「民法Ⅱ（第 3 版）」（東京大学出版会 2011 年 3 月）ほか）。

¹⁶ 岡村久道弁護士・尾原秀紀弁護士「情報セキュリティに関する留意事項」（リース事業協会「月刊リース」2017 年 1 月号）にリース会社の留意事項が詳しく記載されています（本報告書の参考資料 2 に掲載しています）。

¹⁷ リース事業協会において作成したリース契約のひな型です（2018 年 3 月改訂）。リース会社が作成するリース契約書においても同様の規定が盛り込まれています。

(2) 官公庁のリース契約

①データの管理

前述の「(1) 企業のリース契約 ①データの管理」と同様に、データの管理責任は、データの取り扱いをしているリース物件のユーザー（官公庁）にあり、リース期間中だけではなく、当該リース物件をリース会社に返還する場合においても、当該データを廃棄する責任はユーザー（官公庁）にあります。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（国の行政機関が対象）においても、「行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条第1項）として安全管理（確保）措置が規定されています。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（独立行政法人等が対象）第7条第1項においても、同趣旨の規定が置かれています。

地方公共団体については、上記法律は適用されないものの、各団体において、個人情報保護に関する条例が制定され、安全管理（確保）措置が規定されています。

②リース契約の規定

官公庁とのリース契約は、前述の「1. リース取引及びリース終了物件の処理 (1) リース取引」のとおり、官公庁が作成する契約書が用いられているため、リース物件の返還・データ消去に関する条項¹⁸が官公庁ごとに異なる実態があります。

官公庁のリース契約書等（例示）

(例 1) 中央省庁 A 入札公告

- ✓ 記憶装置を有する機器を廃棄等のため、官側の施設から持ち出すに当たり、記憶装置の記憶領域全体をソフトウェアなどによって、重ね書き（無意味な文字等）を2回以上実施することによってデータを消去する。

(例 2) 中央省庁 B 賃貸借契約書

- ✓ 物件に個人情報を含む電子的情報が記録されている場合、中央省庁 B は中央省庁 B の責任によりそのデータを消去して賃貸者（リース会社）に返還するものとする。

(例 3) 地方自治体 C 賃貸借契約書

- ✓ リース会社は、パソコン等に記録された個人情報を消去する際は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法で情報が復元できないようにすること。

(例 4) 地方自治体 D 入札仕様書

- ✓ 契約満了に伴う物品の返還については、乙（リース会社）が物品の設置場所に出向いて回収すること。回収日程等については、別途情報政策課の指示に従うこと。また、物品の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。

(例 5) 地方自治体 E 入札者の質問に対する E 自治体の回答

- ✓ 「（リース期間満了後物件を撤去・データ消去する」の内容確認に対する回答）データ消去証明書には、作業実施日、作業対象機器(PC)番号、作業内容を記載してください。各納品場所からの引揚げと引揚げ後のデータ消去作業までが、落札業者の作業範囲となります。

¹⁸ リース契約書に規定がない場合であっても、官公庁が作成する入札公告又は入札仕様書にリース取引の条件が記載されることがあります。

3. リース終了物件の適正処理の更なる推進等

リース会社からリース終了物件を有償で買い取る業者の不十分な物件管理体制等に起因する問題が発生したことにより、多くの官公庁においてリース物件の情報セキュリティに関するご懸念が生じました。

この問題を受けて、当協会は、会員会社に対して、会員会社が取引をしているリース終了物件取扱業者¹⁹における情報記憶媒体を有するリース終了物件の取扱状況や社内体制等に関する総点検を要請しました（2019年12月）。

会員会社は、延べ925社（2020年2月7日現在）のリース終了物件取扱業者を総点検しましたが、当協会として、この度の問題を踏まえ、情報セキュリティの重要性の観点からリース終了物件の適正処理を更に推進するために、以下の対応策を講じることといたしました。

(1) リース終了物件取扱業者の確認等

リース終了物件取扱業者は、リース会社における重要な取引先の一つであり、リース終了物件の処理は、リース会社とリース終了物件取扱業者の相互の信頼関係を基礎としています。

一方、この度の問題はリース終了物件取扱業者の不十分な物件管理体制等に起因したものであることから、リース会社において、情報記憶媒体を有するリース終了物件を取り扱っているリース終了物件取扱業者の情報セキュリティに関する体制等を継続的に確認することが重要であると考えられます。また、防犯カメラの設置等の設備面だけではなく、社内体制等についても確認することも重要であると考えられます。更には、リース会社とリース終了物件取扱業者との間で締結する契約においても、情報記憶媒体の取り扱いに関する規定を盛り込むことが望ましいと考えられます。

当協会として、会員会社に対し、上記の実施を要請するとともに、これを明確化するために、情報記憶媒体を取り扱うリース終了物件取扱業者の確認項目（参考）（参考資料3参照）と情報記憶媒体の取り扱いに関する規定（参考）を作成しました（参考資料4参照）。

これらは、会員会社及びリース終了物件取扱業者の事業の規模等に応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも、内容の全てを確認（規定）する必要があるとは限らない一方、適切な確認項目（規定）はこれらで示した内容に限られない場合もあることに留意してください。

(2) ユーザーに対する啓発活動の推進

当協会は、リース終了物件の適正処理を推進するために、ユーザー向け啓発パンフレット「リースアップのQ&A」（2009年7月、参考資料5参照）を作成し、会員会社を通じてユーザーに配布をしています。

このパンフレットにおいて、ユーザーに対し、データ消去に関する注意喚起等を行っていますが、当協会として、引き続き、このパンフレットの配布活動を行うことにより、ユーザーに対する啓発活動を推進してまいります。

¹⁹ 前述の中古業者及び産業廃棄物処分業者を意味します。総点検は情報記憶媒体を有するリース終了物件を取り扱っている業者を対象としています。

4. 官公庁リースに関する提言

官公庁のリースの利用ニーズは高い一方で、この度の問題により、多くの官公庁においてリース終了物件の情報セキュリティに関する懸念が生じました。

これまで考察してきたとおり、官公庁のリース契約は、リース物件の返還・データ消去に関する条項が官公庁ごとに異なり、リース会社が官公庁からデータ消去の委託を受けていると解される条項が含まれている場合もある一方、データ消去に関する内容が不明確な条項にとどまる場合も見受けられます。

今後も、官公庁にリースをご活用いただくために、情報通信機器を対象とした官公庁リースに関する提言を取りまとめました。関係者におかれましては、以下の提言をご検討くださいますようお願い申し上げます。

(1) 新規契約

✓ 入札時に物件の返還等の条件を明確化することをお願い申し上げます。

今般、総務省より、住民情報等の重要情報（高度な機密情報を指すものと理解しています。以下同じ。）が保存された情報記憶媒体の処分については、物理的・磁氣的破壊²⁰を求める旨の通知が地方公共団体に示されました。こうした情報記憶媒体にはリースの対象となっている物件も含まれます（取り外し可能な場合にはリース物件の一部としての情報記憶媒体を含みます）。一般論として、リース物件については、リース期間終了時には物件を所有者であるリース会社に返還することが原則となりますが、地方公共団体など官公庁のご判断として、上記通知に拠るならば、物件の所有者としてのリース会社への返還の原則から外れることとなりますし、物件又は当該物件の情報記憶媒体部分の所有権の移転なしにユーザーである官公庁の一存で一方的に行うことができるものではありません。リース会社としては、物件の所有権を失い又は物件の価値が著しく下がり、再リース料や物件売却代金を得る途を失うこととなります。

したがって、ユーザーである官公庁が住民情報等の重要情報が保存された情報記憶媒体の物理的・磁氣的破壊を行うことを可能にするため、リース会社としてリース終了後に官公庁への物件又は当該物件の情報記憶媒体部分の所有権移転に応じるとすれば、これを前提としたリース料の設定ができるよう、これらを入札条件として明記されることが求められます²¹。

なお、物理的・磁氣的破壊を行うことなく、ソフトウェアによる安全なデータ消去が可能となれば、そうしたソフトウェアによるデータ消去も検討対象となってきます。

✓ 物件の破壊・返還・データ消去は官公庁の費用負担と責任で行っていただくことをお願い申し上げます。

²⁰ 注 13 記載のとおり、情報記憶媒体が使用不能となり、パソコンやサーバーの中古品としての価値が著しく下がります。

²¹ リース会社がデータ消去等の作業を行うとされる場合も、入札条件（実施方法、実施場所等）を明確化いただくことが求められます。

上記総務省の通知に従って、地方公共団体などの官公庁がリース期間終了時に住民情報等の重要情報が保存された情報記憶媒体を物理的・磁氣的に破壊することを希望する場合、リース会社はデータセキュリティの専門会社ではないため、これらの作業は当該官公庁の費用負担と責任で行っていただくことをお願い申し上げます。

物件の破壊を行うことなくデータ消去及び物件返還が将来可能となった場合において、こうした方法が選択されるときであっても、データ消去等の作業は官公庁の費用負担と責任で行っていただくことを同様にお願い申し上げます。なお、官公庁のご要望があれば、リース会社としては、リース契約とは別個の役務提供として情報記憶媒体の破壊作業・データ消去作業を担当する会社²²をご紹介することについて検討することも今後考えることとなる可能性もあります。

物件の破壊又はデータ消去・物件返還のいずれの場合であっても、これらの作業は官公庁の費用負担と責任で行うことを入札条件及びリース契約書において明記していただくことをお願い申し上げます。

(2) 既存契約

- ✓ **物件の返還・データ消去について、リース契約・入札仕様書等に定めがない方法を官公庁が選択する場合は、リース期間終了時に、官公庁とリース会社が協議をした上で、官公庁が希望するデータ消去作業に必要な費用をご負担いただくことをお願い申し上げます。**
- ✓ **総務省の通知に従って、リース期間終了時に情報記憶媒体を物理的・磁氣的に破壊することを希望される場合は、リース会社に経済的な損失が生じることから、リース会社の損失を補償する等の柔軟な対応をお願い申し上げます。**

物件の返還・データ消去について、リース契約・入札仕様書等に定めがない方法（契約が不明確な場合を含みます。）を官公庁が選択される場合は、リース期間終了時に、官公庁とリース会社が協議をした上で、官公庁が希望されるデータ消去作業に必要な費用をご負担いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

総務省の通知に従って、リース期間終了時に住民情報等の重要情報が保存された情報記憶媒体を物理的・磁氣的に破壊することを希望される場合は、リース期間終了時の物件価値が著しく下がり、リース会社に経済的な損失が生じることから²³、事前にリース会社と協議の上、リース会社の損失を補償する等の適正かつ柔軟な対応²⁴をお願い申し上げます。また、これらの作業の実施者・実施方法等を明確化し、リース会社が行うことに同意した場合であっても、その作業に要する費用につきましては官公庁にご負担いただくよう重ねてお願い申し上げます。

以上

²² これらの作業を的確に実施できる能力を有する会社（リース会社自ら又はリース会社の子会社等を含みます。）が考えられます。

²³ 物件の再販価値を考慮してリース料をお示ししている契約もあります。

²⁴ 例えば、官公庁がリース会社から情報記憶媒体を買い取り、官公庁の責任と費用負担で物理的・磁氣的破壊をするということも考えられます。

参考資料 1：情報消去等に関するリース期間満了通知書等の記載事項について（月刊リース 2001 年 5 月号掲載、2020 年 2 月 13 日修正）

情報消去等に関するリース期間満了通知書等の記載事項について

平成 13 年 3 月 13 日
社団法人リース事業協会
リースアップ対策委員会
* 2020 年 2 月 13 日修正

1. 背景

コンピューター等の本体に内蔵又は外部に接続された記憶装置（メモリー、ハードディスク等）には、企業等のコンピューター等を使用する者によって情報が電磁的に記録されるが、当該コンピューター等の処分等を行う際に、使用者によって情報の消去等の処理が行われなかったこと、或いは、消去等の処理を行ったにも拘らず不完全であったこと等による、情報の第三者への漏えい等が懸念されている。

一方、コンピューター等はリース契約によって導入されることが多く、リースアップ実務への影響も考えられることから、当委員会では、本問題について検討を行うこととした。

2. リース物件返還の際の情報消去

リース契約書において、リース期間が満了した場合（再リースによる終了、リース契約が途中で解約された場合等も含む。）、ユーザーは当該リース物件を、通常の損耗を除き、ユーザーの費用負担で原状回復した上でリース会社（リース会社からその返還の業務等の委託を受けたものも含む。）に返還することが規定されているため、ユーザー等によってリース物件に電磁的に記録された情報は、リース会社等に返還する際に、ユーザーが消去等の処理を行うこととなる。

その理由としては、前記規定が存在していることのほか、①リース物件それ自体の所有権はリース会社に帰属するのに対し、ユーザー等によってリース物件に記録された情報の管理主体は情報の取扱者たるユーザーであり、情報の消去等はリース物件返還の際における原状回復として管理（保有）主体たるユーザーが行うべき性質のものであること、②リース会社は、通常のリース取引において当該ユーザーの業務内容（どのような情報を記録するかを含む。）に関与することができないこと、③関連法令上、リース物件にユーザー等が個人データ・保有個人情報を記録した場合には、当該ユーザーにおいて、本人の事前同意なくリース会社その他の第三者に対し、当該情報を提供することが禁止されており、また、その安全管理（確保）措置の義務（責務）を負うのは当該ユーザーであること、④リース物件の返還実務を勘案すると、リース物件に情報が記録されているかどうかの有無、その情報の内容についてリース会社が判断することは困難であること、などが考えられる。

さらに、これらのことを踏まえてみると、リース契約書に規定されている「原状回復」に情報の消去等も含まれると解することは、ユーザーにとって過重とも言えないと考えられる。

なお、リース会社の事前同意なくして、ユーザーが情報の消去等の処理を行うために物理的な手段等でリース物件を破壊した場合はリース会社の所有権侵害となる。

3. リース期間満了通知書等の記載について

上述のとおり、情報の管理はユーザーの責任で行うべき性質のものであり、リース会社には何らの責任は生じないと考えられるが、リース業界としてユーザー等に対する注意喚起等を行うことが相当であると思われる。

このため、当委員会では、以下のとおりリース会社からユーザーに送付する「リース期間満了通知書」又はユーザーから受領する「リース終了通知書」に記載する文言例を作成したので、会員会社がリースアップ処理を行う際の参考とされたい。

<文言（例）>

例 1

※太字部分は情報消去等に関する部分

期間満了後、原リース契約に基づきリース物件を直ちに賃貸人指定の場所に返却し、その返却に要する費用は賃借人が負担します。リース物件にデータ（電子的情報）が記録されている場合、賃借人は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して賃貸人に返還します。万一、賃借人又は賃貸人が記録した第三者のデータが漏えいしたとしても、賃貸人は一切責任を負いません。

例 2

※太字部分は情報消去等に関する部分

賃借人の負担で物件を原状に回復（リース期間中に付加したコンピューター等の情報の消滅も含む）したうえ、賃借人の負担で賃貸人の指定する場所に返還します。

例 3

※太字部分は情報消去等に関する部分

賃借人は、物件の返還時・廃棄時には、賃借人が記録した情報及びデータをその責任において消去又は削除するものとします。賃貸人又は賃貸人の指定する者が物件を回収し、又は処分する際に物件に情報又はデータが蓄積されていた場合であっても、賃貸人又は賃貸人の指定した者はこれらの情報・データに関しなんら責任を負いません。

※リース期間満了通知書及び終了通知書だけでなく、同様の文言をユーザーとのリース契約書に記載することも考えられる。また、中古業者との売買契約書に情報消去等に関する記載をすることも考えられる。

以上

注) 参考資料 1 は 2001 年 3 月 13 日に作成しましたが、本報告書への掲載にあたり、趣旨を変えることなく、よりの確な記述とするために一部修正しました。



リースの法務

岡村 久道
尾原 秀紀
〔英知法律事務所〕
〔弁 護 士〕

情報セキュリティに関する留意事項

Q 近年情報セキュリティの重要性が叫ばれていますが、情報機器やユーザー用に開発した業務システム等を対象とするリース取引に関し、取引の各段階において、情報セキュリティの観点からリース関係者が注意すべき点を教えてください。

A

1. 情報セキュリティとは

OECD情報セキュリティガイドライン(2002年)や国際規格「ISO/IEC 27000シリーズ」は、情報セキュリティを情報等の機密性、完全性及び可用性の維持と定義しており、これを国内規格化した「JISQ27000シリーズ」も同様です。本稿では情報等の漏洩・改竄・使用不能等を情報セキュリティ事故として検討します。

2. 情報セキュリティの観点から見た情報の利害関係者および情報の多様性

リース取引の主要当事者は、リース会社、ユーザー及びベンダーの3者ですが、情報セキュリティという観点からみた場合、現実のリース取引には各々の取引先や外注先が関与し、また各々の従業員等が問題となる情報に接することから、情報等の漏洩・改竄・使用不能等のおそれを想定すると、当該事故の被害者、加害者、責任主体として、また予防等の対策の対象として、上記主要当事者の取引先や外注先、各々の従業員等にまで目を向ける必要があります。更には問題となる情報は後述のとおりユーザーの情報に限定されないことにも注意すべきです。

3. リース取引の各段階における検討

(1) 取引準備段階

ベンダー・物件選定段階では、主にユーザー・ベ

ンダー間で条件交渉が行われ、そのためのユーザー情報はユーザーからベンダーに対して提供され、必要に応じ外注先にも提供されます。特にシステム開発等が行われる場合、ユーザーの業務方法・ノウハウ等の重要情報がベンダー・外注先に提供されるため、ユーザーは、漏洩等の危険性に鑑み、ベンダーの選定や秘密保持契約等に関して、その情報管理体制を監督する必要があります。

一方、リース会社は、この段階ではユーザーとベンダー間の情報のやりとりに関与せず、かつ契約締結前であるため、漏洩等について原則として責任を負いません。

(2) 取組段階

次にリース案件として取組依頼を受ける段階では、リース会社は、取組可否を判断するため、ユーザーの信用情報その他の会社情報をはじめとして、ユーザー担当者の個人情報、ベンダーの適格性判定のためのベンダーの会社情報やベンダー担当者の個人情報等を取得します。

この段階では、当該情報を記録する社内システムへのサイバー攻撃、営業担当者による当該情報の入った鞆の置忘れ等、リース会社からの漏洩等も考えられます。これらはリース取引特有の問題ではありませんが、等閑視できるものでもありません。ユーザーやベンダーの会社情報は営業秘密に該当し得るため、経済産業省「営業秘密情報管理指針」に従って管理すべきです。ユーザーやベンダーの担当者等の個人情報は個人情報保護委員会の指針に従って管理すべきです。更に、自社システムに対する攻撃等に対しては、同省「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」に沿った対策を施すことが望まれます。

(3) リース期間中

次に、ユーザーの物件使用が開始されると、物件に様々な情報が記録蓄積されていきます。そうした

参考資料 3：情報記憶媒体を取り扱うリース終了物件取扱業者の確認項目（参考）

【留意事項】

- ✓ リース終了物件取扱業者に確認する項目は、会員会社及びリース終了物件取扱業者の事業の規模等に応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも、内容の全てを確認（規定）する必要があるとは限らない一方、適切な確認項目（規定）はこれらで示した内容に限られない場合もあることに留意してください。

【確認項目（例示）】

項目	具体的内容
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力に該当しない。 保有資格（古物商、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業（中間処理、最終処分））等 <p>* 行政処分を受けた場合はその内容</p>
情報セキュリティに関する体制	<ul style="list-style-type: none"> 情報記憶媒体の売却（処分）の方法 データ抹消方法（データ消去に使用するソフトウェアの種類・品質・方法、物理的又は磁氣的破壊を実施するための機材の有無等） 安全管理措置の状況（データ抹消作業の体制（専用室の有無、従業員の入退出記録の管理、監視カメラの設置等）等の状況） リース終了物件受入時から売却（処分）までの個体管理の状況 リース会社に対する管理状況の報告体制 契約締結の有無 <ul style="list-style-type: none"> * 契約を締結している場合は、情報記憶媒体のデータ抹消作業義務、リース会社の求めに応じデータ消去証明書（又は作業報告書）の発行、情報漏えいをした場合の損害賠償責任、再委託に関する規定等 情報漏えい保険の加入の有無 情報セキュリティに関する資格の有無、内容 <p>* ISMS の認証、プライバシーマークの付与等</p>
社内体制等	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実施の有無、内容、実施頻度 マニュアル作成の有無、業務管理の有無 従業員に対する情報セキュリティに関する研修の有無、内容、実施頻度 従業員の管理体制 リース会社が行う実地調査又は書面調査への協力体制

参考資料 4：情報記憶媒体の取り扱いに関する規定（参考）

（データ抹消²⁵作業等）

第**条 甲（リース終了物件取扱業者、以下同じ。）は、乙（リース会社、以下同じ。）から買い取った物件に情報記憶媒体が含まれている場合は、甲の責任と費用負担により当該情報記憶媒体のデータ抹消作業を行うものとし、乙から要求があったときは速やかに当該情報記憶媒体のデータ抹消を完了した旨の報告書を乙に提出するものとします。

② 甲がデータ抹消作業を怠ったことにより、乙又は乙の顧客その他の第三者に損害が発生した場合は、甲はその損害を補償します。

参考資料 5：リースアップの Q&A（抜粋）

リースアップの Q&A

リース完了のときは... 再リースのときは...
リース終了のときは... リース終了物件の処理は...

公益社団法人リース事業協会

Q3 **リース終了のときは...**
リース期間が満了したので、リース会社にリース物件を返還することにしました。この場合の費用負担等、留意点を教えてください。

A **リース物件は、お客様の費用負担でリース会社の指定する場所に返還していただきます。**
リース契約書には、通常「リース会社の指定する場所に返還する」、「リース物件の返還に要する費用はユーザーが負担する」という条項があります。したがって、リース物件の返還に要する費用はお客様のご負担となります。
リース物件はリース会社の所有物ですから、リース物件をごわしたり、その一部を手元に残すようなことはできません。そして、リース物件をリース会社に無断で販売会社等に引き渡すこともできません。
また、パソコン、コンピュータ等につきましては、記憶装置に記録された情報データをお客様の責任とご負担で完全に消去・抹消の上、返還されるようお願いいたします。

²⁵ 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」（サイバーセキュリティ戦略本部）によれば、「情報の抹消」とは、「電磁的記録媒体に記録された全ての情報を利用不能かつ復元が困難な状態にすることを言い、情報の抹消には、情報自体を消去することのほか、情報を記録している記憶媒体を物理的に破壊すること等も含まれる。」とされています。